

平成20年9月5日

平成20年（行コ）第4号 公文書不開示処分取消等請求控訴事件

控訴人 宮部 慎太郎

被控訴人 鳥 取 県

控訴理由書

広島高等裁判所松江支部 御中

控訴人 宮部 慎太郎

控訴人の控訴理由は、以下のとおりである。

第1 本件文書から同和地区出身者が認識されるかどうかについて

争点(1)について、原判決で部落解放同盟の会員が同和地区出身者と一般に認知されているとしたことは、戦前の水平社運動と、部落解放同盟を混同したものである。部落解放同盟員の会員が近代の被差別身分との系譜関係を持つという事実はなく、解放同盟員であるから近代の被差別身分との系譜関係を持つと一般に認知されているとも言えない。本件処分は、本件文書の関係者が近代の被差別身分との系譜関係を持つと推測されるという、不合理で誤った認識に基づいて違法になされたものである。

また、受講者が結果的に解放同盟の支部員であるという事実もない。研修の出席者は法人としての企業連会員の1従業員に過ぎない。企業連規約によれば企業連会員が部落解放同盟の支部員であることを原則としているが、当然例外があると考えられるし、会の性質からして会員は個人ではなく法人である。当該研修は部落解放同盟の活動として行われるものではないから、研修に出席する従業員が部落解放同盟の会員である必然性もないし、仮に同和地区出身者と認知されている社員とそうでない社員を職務上区別しているような実態があれば、部落問題の解決に取り組む活動とは相容れないことになる。

以上の事柄については、平成20年7月15日以降に、実際に企業連の会員企業である倉吉市の秋山組、鳥取市の木村建設株式会社、国府建設工業有限会

社に電話で問い合わせた（なお、鳥取県下の市町村の場合、例規や公文書等によりほとんどの同和地区は公知であるため、少なくとも所在地が同和地区である企業や同和地区の公共事業に携わる企業を特定することは容易である）。秋山組によれば、企業が誰を雇おうが、誰を研修に送ろうが自由であり、そもそも従業員が同和地区出身者かどうか調べることは不当な身元調査であってできないということであった。木村建設株式会社によれば、企業連の研修は経営や技術など分野別に適当な社員が参加するもので、一部の社員だけが参加するといった性質ものではないということであった。また、国府建設工業有限会社によれば、社員なら誰でも参加できるもので、特に経営者だけが参加するものではないということであった。従って、原判決のうち第3の1(1)の「企業連の役員や従業員もまた、現実にもそうであるか否かに関わらず、同和地区出身者であると認識されるおそれがあるというべきである」ということについては、そのような事実もなければ、おそれもない。なお、企業連にも直接連絡を試みたが、回答を得られなかった。

第2 部落差別により個人の権利利益が不当に侵害されるかどうかについて

本件文書の関係者が同和地区出身者であると認識されるという根拠がないので、争点として不適當である。

念のため原判決の問題点を指摘すると、部落差別に係る落書きは単に部落差別に関係する言葉が入っているというだけのことで、それ自体は部落差別でもなければ、部落差別につながるものでもない。鳥取県人権意識調査については、質問文が不適切であることや信頼性の問題を考慮していない。また、具体的な判断基準が示されていないので、1%でも否定的な回答があれば「同和地区出身者に対する差別がなくなったとはいえない」という結論を出すことができ、判決理由として意味をなしていない。

第3 部落差別により企業の権利利益が不当に侵害されるかどうかについて

争点(1)の落書きや結婚問題は企業の権利利益とは何の関係もないことなのに、

原判決では争点(2)について唐突に同和地区出身者が経営すると認識された企業が取引で忌避されるという結論を出している。部落差別により企業が不利益を受けるような事実は、原告も被告も全く確認できなかったことであるし、歴史的にも、現在の鳥取市において明治初期に上田三蔵という被差別部落にいながら商売で成功した人物がいたことが知られており、部落差別が商取引に影響するという考えは常識に反する。